

## 社会福祉法人 桜園

### グループホーム さくらそう 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人桜園が設置するグループホームさくらそう（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員（以下「従業者」という。）が要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護従業者は、要支援2並びに要介護状態であつて認知症状態にある者に対して共同生活住居を確保し家庭的な環境下において入浴、排泄誘導、食事等の援助を行い利用者本人の現有能力を生かし脳の活性化と本人の有する行動に制限を加えず家族同様に馴染みの関係を確立すると共に必要なサービスを提供する。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム さくらそう
- (2) 所在地 筑後市大字西牟田 6028-1

#### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人以上（常勤）

管理者は、事業を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1人以上（介護支援専門員 1人以上）

計画作成担当者は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサー

ビスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成し、うち1名は介護支援専門員をもって充てる。

(3) 介護従業者 16人以上(常勤11人、非常勤5人)

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者対し、必要な介護及び日常生活上の世話、支援を行う。

(4) 看護職員 1人以上

看護師は当該事業所に入居されている利用者に対し、健康管理等を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は18名(1ユニット9名の2ユニット)とする。

(事業の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供する。
- (2) 利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を個別に作成する。

- 2 介護計画の作成にあたっては、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護計画の作成・変更について、利用者及びその家族に対して当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 4 介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付する。
- 5 利用者に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 介護計画の作成後においても、常に当該計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。
- 7 介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(利用料等)

第8条 事業所が提供する当該事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による利用者負担割合の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 部屋代 1日につき1,200円

(2) 水道光熱費 1日につき300円

(3) 食材料費 朝食210円、昼食410円、夕食410円

(3) おむつ代、理美容代等 実費

(4) 入居一時金 100,000円

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 当該事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名・捺印)を受けるものとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名・捺印)を受けることとする。

(入退去にあたっての留意事項)

第9条 サービスの対象者は、筑後市介護保険の被保険者であり、要介護者又は要支援2の者であって、認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害の恐れがないこと。

(3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

4 入居に際しては、医療機関による認知症の診断が必要である。

(緊急時等における対応方法)

第10条 当該事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する当該事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対する当該事業の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 5 利用者に対する当該事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害等対策)

第11条 当該事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年3回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体的拘束等の禁止)

第12条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合でその代替策がないときは一時的に拘束を行うことがある。

- 2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得るものとする。
- 3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。
- 4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(衛生管理等)

第13条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第14条 当該事業の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 当該事業の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

4 事業所は、提供した当該事業に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の7若しくは法第115条の17の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、提供した当該事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用

者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第 16 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(運営推進会議)

第 17 条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

(高齢者虐待防止の推進)

第 18 条 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとします。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、担当者を定めます。
- (3) 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的を開催します。

(その他運営に関する留意事項)

第 19 条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 6 回

2 事業所は、当該事業に関する記録を整備し、介護計画及び提供したサービス内容の記録については、介護給付支払日から 5 年間。その他の記録は、記録の完結の日から 5 年間保管するものとする。

- 3 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人桜園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和5年2月20日から施行する。

令和6年4月1日から施行する。